

京都市会計管理者訓令第1号

会 計 室

区会計管理者

会計管理者事務の専決等に関する規程の一部を次のように改正する。

平成21年3月31日

京都市会計管理者 高橋 修

第2条第1項中「、会計室次長及び物品センター所長」を「及び会計室次長」に改める。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

(会計室)